

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 21 年 7 月 12 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

広島県庁の外来者駐車場（以下単に「外来者駐車場」という。）に自動車を駐車させる場合、警備員から手渡され記載を指示される「駐車整理票」には、①利用者名（様式変更前は「運転者氏名」）、②連絡先の電話番号（様式変更前は勤務先の記載項目もあった。）、③用件先、④自動車登録番号、⑤入庁時刻及び⑥退庁予定時刻の記載欄があるが、当該駐車整理票のうち、「利用者名」や「連絡先の電話番号」の記載については、広島県庁への用務（外来者駐車場の利用目的を含む。）とは無関係であるにもかかわらず、広島県庁の幹部職員が、「利用者名」の記載は「強制」であると豪語（言明）したことから、当該「利用者名」を記載させることが「強制」であると明記されている文書及びその根拠となる規定

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対して、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 21 年 7 月 28 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 21 年 9 月 6 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、駐車整理票のうち、「利用者名」や「連絡先の電話番号」の記載については、広島県庁への用務（外来者駐車場の利用目的を含む。）とは無関係であるに

もかわらず、広島県庁の幹部職員が、「利用者名」の記載は「強制」であると豪語（言明）したことを隠匿しようとして画策したまったく不当な処分であることから、本件処分を取り消し、開示請求の対象とした文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

平成 21 年 7 月 9 日に駐車整理票の取扱いに関して抗議した際、県庁の幹部職員が私のほか数名の職員及び外来者駐車場の警備員に対して言明した、駐車整理票の「利用者名」の記載は「強制」であるという説明が、当該幹部職員の単なる自説に過ぎないにもかかわらず、まさに裁量権の濫用としか言いようのない当該「強制」の論理を金科玉条のごとく繰り返す当該幹部職員（外来者駐車場に関する歴代の管理責任者を含む。）による行政手法に対して、重ねて抗議する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

駐車整理票は、本件請求当時、外来者駐車場を利用しようとする際に、外来者駐車場等を管理委託している民間事業者の警備員から外来者駐車場の利用者に手渡されるものであり、利用者に、①利用者名、②連絡先の電話番号、③用務先、④自動車登録番号、⑤入庁時刻及び⑥退庁予定時刻の各項目を記載させることとしていた。

この駐車整理票の利用目的は、「緊急に連絡を行う必要が生じた場合など当日の駐車場管理のみに使用するもの」であり、具体的には、利用者が県庁への用務があるものであることを確認するとともに、外来者駐車場内での事故、ライトの誤点灯、その他緊急に連絡が必要な場合や翌日にかかる長時間の駐車の場合等で確認を行う必要があるときに備え、利用者に記入を求めているものである。

上記目的から、駐車整理票に利用者名を記入させることは、「庁舎管理者の庁舎管理権に基づく合理性を持った指示（利用者への義務付け）」であると考えられ、従わなければならない義務を課すもの（強制）であると判断されるが、行政強制をもって一方的に履行を強要するものではないため、記入が強制である旨明記されている文書は存在しない。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、駐車整理票の記載項目のうち、「利用者名」を記載させることが強制であると明記されている文書及びその根拠となる規定の開示を求めるものであり、実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、本件処分は実施機関の幹部職員による発言を隠匿しようとして画策したものであると主張し、本件請求文書を速やかに適正に開示するよう要求していることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、平成21年7月9日に駐車整理票の取扱いに関して抗議した際、県庁

の幹部職員が、駐車整理票の「利用者名」の記載は強制であると言明した旨主張している。そこで、当審査会から実施機関に対して、平成21年7月9日に、実施機関外部の者から駐車整理票に関する抗議を受けた事実の有無について確認したところ、1件あったということであり、その際のやり取りを記録した「駐車場利用者からの苦情について」と題する聞取書（以下「本件聞取書」という。）が提出された。

本件聞取書には、氏名等は記載されていないものの外来者駐車場の利用者（以下「本件利用者」という。）と、実施機関の管理職相当の職員（以下「本件職員」という。）による駐車整理票の利用者名に関するやり取りの後、本件職員が「強制だ」等と発言し、本件利用者が「罰則のない強制などない。」等と回答したことが記載されていることから、異議申立人が指摘する幹部職員が「豪語（言明）した」とは、本件聞取書に記載された内容の発言を指しているものと認められる。

当審査会から実施機関に対して、本件請求における「強制」を、どのように捉えているか確認したところ、記載の義務付けであり、さらに、法律等による罰則をもって記載を強いる、狭い意味での強制として捉えているということであった。実施機関がこのように捉えたことは、本件聞取書に記載された本件利用者及び本件職員とのやり取りを踏まえたものと考えられ、不合理とはいえない。

また、実施機関の庁舎管理に関する規程である広島県庁内取締規則（昭和32年広島県規則第16号）によれば、県庁舎及び県庁構内における秩序の維持及び施設等の保全管理に万全を期すことにより、公務の正常な運営を確保することを目的とし（第1条）、庁舎管理者である実施機関による許可を必要とする行為や禁止行為等を規定しているが、罰則等は特に定められていないことから、実施機関が外来者駐車場の利用者に対して、庁舎管理権に基づいて法律等による罰則をもって履行を強いるということは通常想定できない。

さらに、駐車整理票は、実施機関が管理委託している民間事業者の警備員から手渡されるものであることから、実施機関と当該民間事業者との委託契約書の内容を確認するため、その提出を求めたところ、本件聞取書が作成された日を契約期間に含む契約書は、保存年限満了により平成28年度に廃棄したということであった。当該契約書を作成するに際し、残存する契約書（契約期間は平成17年度及び平成18年度）における取扱いを変更する特段の事情はなかったということであったため、当該残存する契約書を見分したところ、駐車整理票については、「駐車場管理要領」中に様式が定められ、駐車場管理の一環としてその作成及び交付が明記されているのみで、実施機関が罰則を定めて利用者名の記載を強制していることをうかがわせる記載はなかった。

そうすると、本件請求における「強制」を狭い意味での強制とした上で、駐車整理票に「利用者名」を記載させることが、「強制」であると明記されている文書及びその根拠となる規定が存在しないとの実施機関の説明は、不自然又は不合理とはいえない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
21. 11. 12	・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 5. 23	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
30. 6. 25	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
31. 2. 22. (平成 30 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
31. 3. 20 (平成 30 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授